

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第8条第7項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項及び第7項（許可の失効、許可証の返納及び仮領置）
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：